

第4章

資料編

# 1 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、住民にとって最も身近な社会福祉協議会として、住民が主体となり組織されている任意団体で、自治会、民生委員児童員協議会等を中心に、老人クラブ、子ども会、福祉施設等の地域の様々な組織、団体が構成されています。

さいたま市には、52の地区社会福祉協議会があり、それぞれの地域の特色を活かした事業を展開しています。

さいたま市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会の活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、研修会の実施などによる支援を行います。



# 地区社会福祉協議会の地域

令和5年3月1日現在

区	地区社協名	地域
西区	指扇	西大宮1～4丁目、大字指扇、大字指扇領別所、大字宝来、大字峰岸、大字指扇領辻、大字中釘、大字高木、大字清河寺、大字内野本郷、大字西新井、大字平方領々家
	馬宮	大字西遊馬、大字土屋、大字飯田新田、大字塚本、大字植田谷本村新田、大字二ツ宮、湯木町1・2丁目、塚本町1～3丁目、プラザ
	植水	大字島根、大字三条町、大字植田谷本、大字中野林、大字飯田、大字水判土、大字佐知川、大字昭和
	内野	三橋5・6丁目、宮前町
北区	日進	日進町1～3丁目、櫛引町2丁目、大成町4丁目
	宮原	宮原町1～4丁目、吉野町1・2丁目、別所町、奈良町
	植竹	東大成町1・2丁目、植竹町1・2丁目、盆栽町
	大砂土	土呂町、土呂町1・2丁目、今羽町、本郷町、見沼1～3丁目
大宮区	大宮南	北袋町1・2丁目、吉敷町1～4丁目、浅間町2丁目、天沼町2丁目、大原6・7丁目
	大宮中部	大門町1～3丁目、大宮仲町1～3丁目、下町1～3丁目、東町1・2丁目、天沼町1丁目、浅間町1丁目、宮町1丁目
	大宮北	高鼻町1・3・4丁目、土手町1～3丁目、宮町2～5丁目
	大宮東	堀の内町1～3丁目、高鼻町2丁目、寿能町1・2丁目
	桜木	桜木町1～4丁目、錦町
	大成	大成町1～3丁目、櫛引町1丁目
	三橋	三橋1～4丁目、上小町
見沼区	大砂土東	大和田町1・2丁目、堀崎町、島町、島町1・2丁目、東大宮1～7丁目、砂2丁目、大字砂
	片柳	大字片柳、片柳1・2丁目、片柳東、大字山、大字染谷、染谷1～3丁目、大字東新井、大字笹丸、大字御蔵、大字南中野、大字南中丸、大字中川、大字上山口新田、大字西山村新田、大字新右エ門新田、大字加田屋新田、大字西山新田、大字見山、加田屋1・2丁目
	七里	大字膝子、大字大谷、大字蓮沼、大字風渡野、風渡野1・2丁目、大字東門前、大字東宮下、東宮下1～3丁目、大字新堤
	春岡	大字深作、深作1～5丁目、春野1～4丁目、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔1～4丁目、大字小深作、卸町1・2丁目、春岡1～3丁目
中央区	西与野	上峰1～4丁目、円阿弥1～7丁目、大戸1～6丁目、桜丘1・2丁目、八王子1～5丁目、本町東1～7丁目、本町西1～6丁目
	鈴谷	鈴谷1～9丁目
	大戸・中里	新中里1～5丁目、大戸1～6丁目
	下落合	大字下落合、下落合2～7丁目、新中里の一部
	上落合	上落合1～9丁目、新都心
桜区	大久保	大字上大久保、大字下大久保、大字大久保領家、大字神田、大字白楯、大字在家、大字宿、大字五関、大字塚本
	土合	西堀1～10丁目、新開1～4丁目、大字道場、道場1～5丁目、町谷1～4丁目、南元宿1～2丁目、中島1～4丁目、栄和1～6丁目、山久保1・2丁目、桜田1～3丁目
	田島	田島1～10丁目

区	地区社協名	地域
浦和区	岸・神明	岸町1～7丁目、神明1丁目7～9・18～28、神明2丁目5～25
	中央	高砂1～4丁目、仲町1～4丁目、常盤1～10丁目
	東部	東岸町、東高砂町、東仲町、前地1～3丁目、本太1～5丁目、元町1～3丁目
	北部第一	上木崎1～8丁目、皇山町、大原1～3丁目
	北浦和針ヶ谷	北浦和1～5丁目、針ヶ谷1～4丁目
	浦和北部第二	領家1～7丁目、大原4・5丁目、木崎1～5丁目、大東1～3丁目、瀬ヶ崎1～5丁目、駒場1・2丁目、大字三崎
南区	西	関1～2丁目、鹿手袋1～7丁目、四谷1～3丁目
	西浦和	曲本1～5丁目、内谷1～7丁目、松本1～4丁目
	武蔵浦和	別所1～7丁目、白幡1～6丁目、沼影1～3丁目
	南部	神明1丁目1～6・10～17、神明2丁目1～4、辻1～8丁目、文蔵1～5丁目、根岸1～5丁目、南本町2丁目8・18・19
	大谷場	大谷場1・2丁目、南浦和1～4丁目、南本町1・2丁目1～7・9～17・20～25
	谷田	太田窪2・4・5丁目、大字太田窪、大字円正寺
	大谷口	大字大谷口、大字広ヶ谷戸
緑区	原山	太田窪1・3丁目、原山1～4丁目
	三室	松木1～3丁目、大字三室、馬場1・2丁目、山崎1丁目、宮本1・2丁目、道祖土1～4丁目、大字三浦、大字見沼、芝原1～3丁目
	尾間木	東浦和1～9丁目、大字中尾、大間木2・3丁目、大字大間木、大字大牧、大字下山口新田、大字大谷口一部
	美園	大字大崎、大字南部領辻、大字中野田、大字上野田、大字高畑、大字代山、大字寺山、大字大門、東大門1～3丁目、大字北原、大字間宮、大字下野田、大字玄蕃新田、美園1～6丁目
岩槻区	岩槻	本町1～6丁目、愛宕町、西町1～5丁目、日の出町、仲町1・2丁目、宮町1・2丁目、美幸町、城南1～5丁目一部、城町1・2丁目、並木1・2丁目、本丸1～4丁目、大字岩槻一部、府内1丁目・2・3丁目一部、加倉1丁目一部・2丁目、東町1・2丁目、西原、西原台1・2丁目、太田1～3丁目
	川通	大字南平野一部、南平野1～5丁目、大字長宮、大字大野島、大字増長、大字大口、大字大谷、大字大戸、大字新方須賀、大字大森
	柏崎	大字柏崎、原町、大字加倉、加倉1丁目一部・3～5丁目、大字浮谷、大字谷下、大字真福寺、大字横根、城南1～3丁目一部
	和土	大字飯塚、大字黒谷、大字笹久保、大字笹久保新田、大字村国、大字南下新井、城南4・5丁目一部、府内2・3丁目一部・4丁目
	新和	大字末田、大字釣上、大字尾ヶ崎、大字高曾根、大字野孫、大字釣上新田、大字尾ヶ崎新田、美園東1～3丁目
	慈恩寺	大字慈恩寺、大字表慈恩寺一部、大字裏慈恩寺、大字小溝、大字徳力、大字南辻、大字鹿室、大字相野原、古ヶ場1・2丁目、大字古ヶ場、上野1・2丁目一部・3～6丁目、大字上野
	河合	大字馬込、大字掛、大字金重、大字平林寺、大字本宿、大字箕輪、大字岩槻一部
	東岩槻	東岩槻1～6丁目、上里1・2丁目、大字表慈恩寺一部、諏訪1～5丁目、上野1・2丁目一部、大字南平野一部

## 2 第3次地域福祉活動計画ニーズ調査について

本計画の策定にあたり、さいたま市内の地域関係団体、社会福祉施設、福祉関係機関等に所属する方を対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

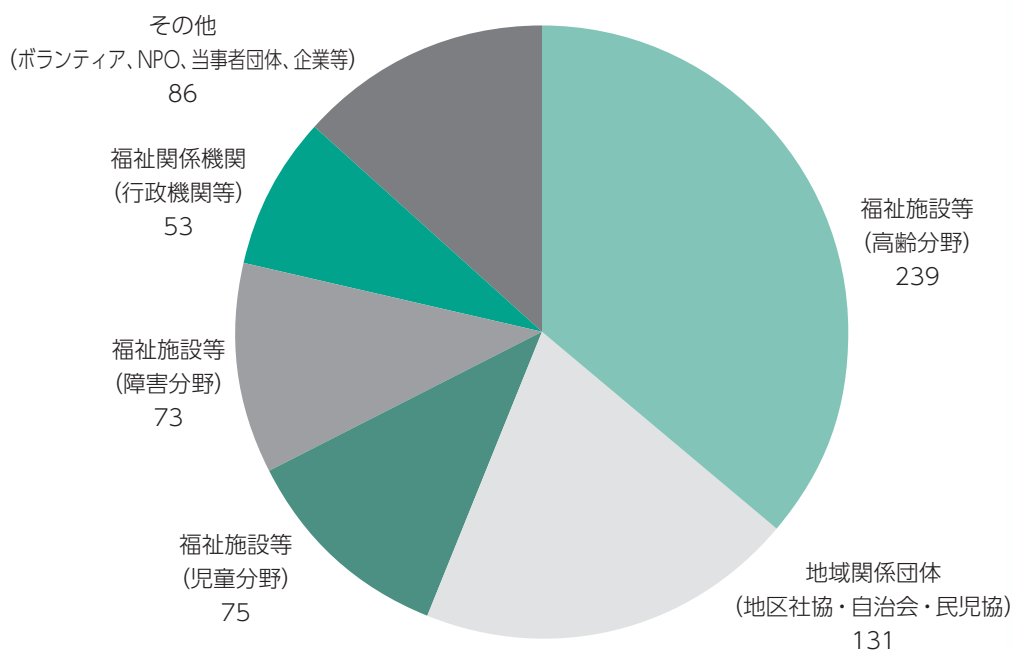
第2章に調査概要とまとめを掲載しておりますが、ここに調査結果のうちアンケート調査結果の一部を紹介します。

ヒアリング調査を含めた調査結果の詳細は本会ホームページでご覧いただけます。→[本会ホームページ](#)

### I. 回答者属性

合計で657人から回答いただき、その内、社会福祉施設・福祉関係機関等に所属する方が440人で全体の67%となっています。次いで、自治会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会の3つの地域関係団体に所属する方が131名で全体の約20%となっています。

従事する組織別回答者

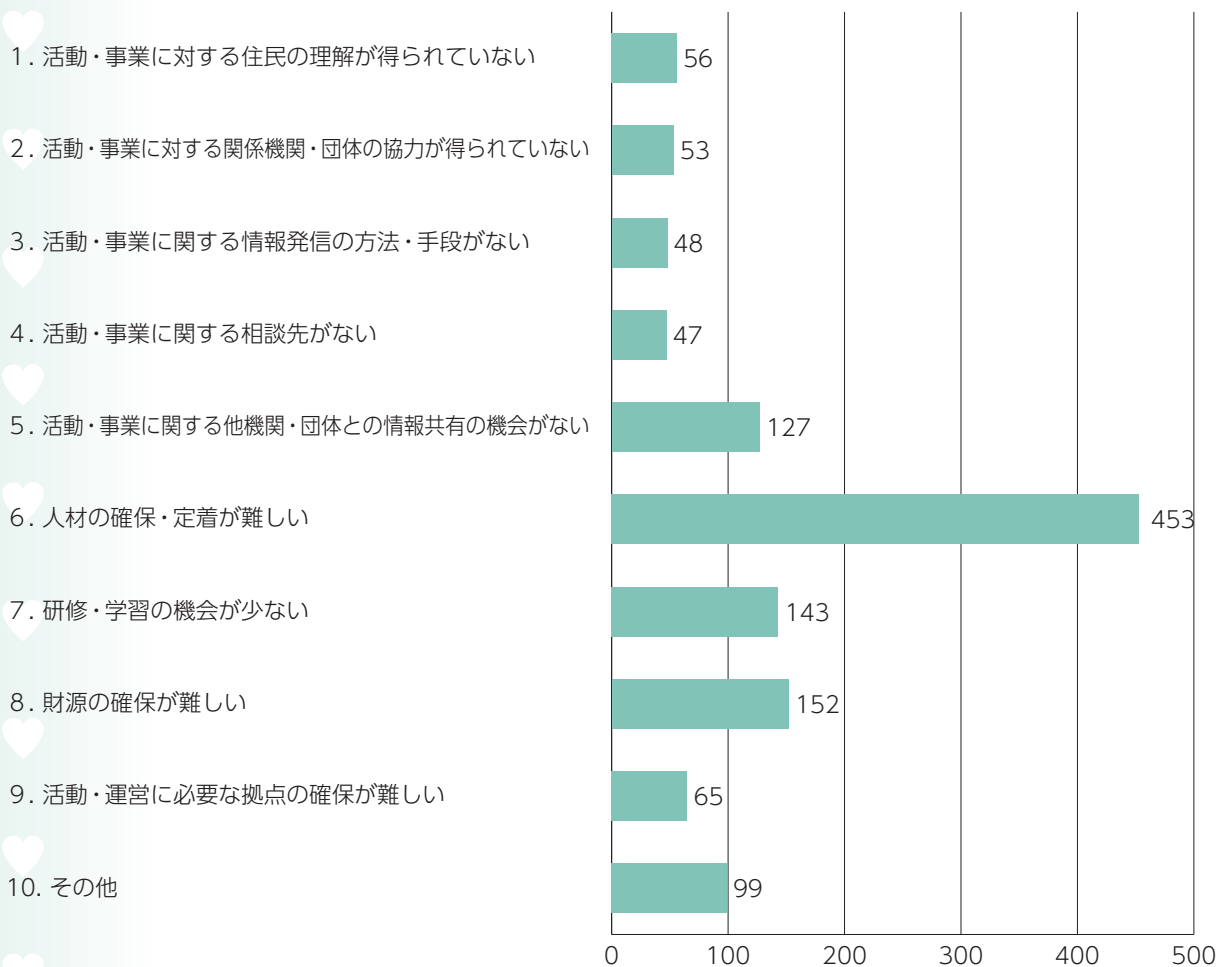


## Ⅱ. あなたが従事する組織の問題について

問1. あなたが従事する組織では、現在どのような問題を抱えていますか。あてはまる番号を選んでください。【○はあてはまるもの全て】

「人材の確保・定着が難しい」と回答した割合が最も高く、全体で約69%となっています。次いで「財源の確保が難しい」が約23%、「研修・学習の機会が少ない」が約22%となっています。

### 従事する組織の問題



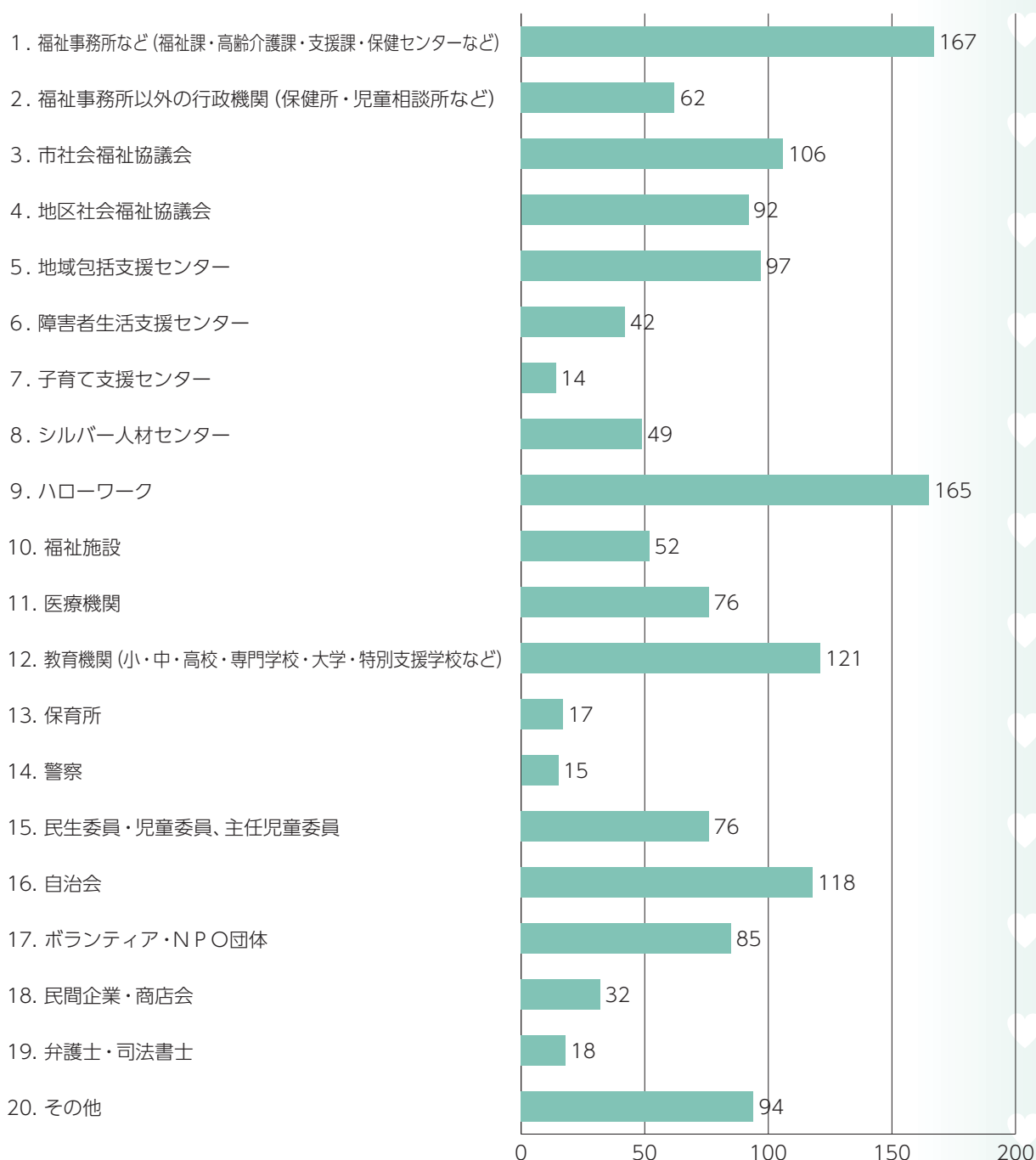
(その他(一部抜粋))

- ・コロナ禍で活動が十分にできない。地域との関りが難しい。
- ・活動者の高齢化により、今後の活動継続に不安がある。
- ・今後の組織を担う新たな人材の確保、人材育成が難しい。
- ・情報発信、情報共有の機会が少ない。
- ・個人情報保護法により情報が得られず、十分な活動ができないことがある。
- ・災害時の対策
- ・活動拠点の維持管理
- ・活動の理解を得るのが難しい。
- ・コロナ禍に対応するための環境整備が難しい。
- ・多機関連携
- ・研修参加の時間確保が難しい。

問2. 問1でお答えいただいた問題を解決するために、他のどのような組織と連携したいですか。あてはまる番号を選んでください。【〇は3つまで】

「福祉事務所など（福祉課・高齢介護課・支援課・保健センターなど）」と回答した割合が最も高く、全体で約25%となっています。次いで「ハローワーク」が約25%、「教育機関（小・中・高校・専門学校・大学・特別支援学校など）」が約18%となっており、特に福祉分野の従事者の人材の確保・定着の問題に対する解決策として、ハローワークや福祉人材を養成する教育機関を連携先として回答した割合が高くなっています。

### 従事する組織の問題解決のために連携したい組織



（その他（一部抜粋））

・家庭裁判所 ・金融機関 ・専門職団体 ・議会 ・どことどの様に連携したら良いのかわからない。

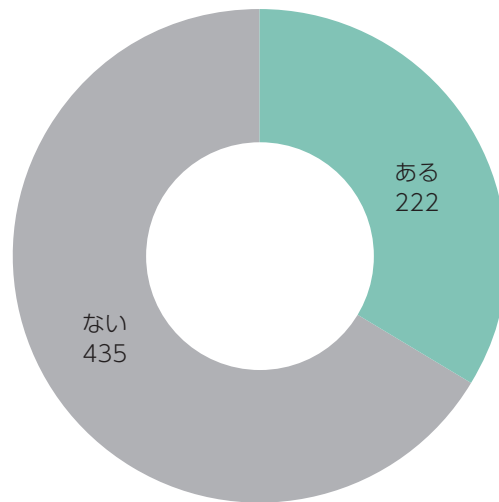
### Ⅲ. 既存の制度やサービスでは対応できない問題について

問3. あなたが従事する組織の業務・活動の中で把握した問題や住民からの相談のうち、既存の制度やサービスでは対応できずに、現在困っていることはありますか。【〇はいずれか】

「ある」と回答した割合が全体で約34%となっており、回答者の約3人に1人が既存の制度やサービスでは対応できない問題を把握しています。

分野別では、福祉分野の回答において「ある」と答えた割合が高くなっています。

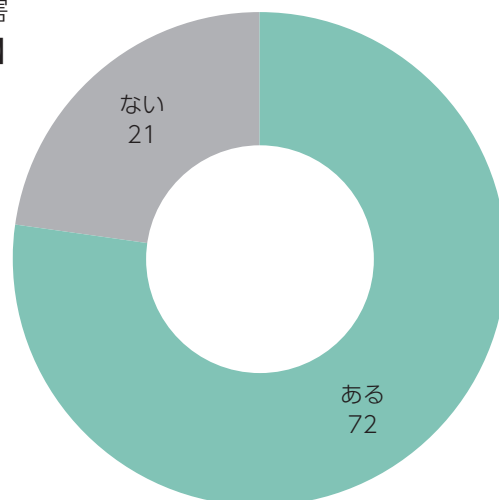
#### 既存の制度やサービスでは対応できない問題の有無



	全体 (N=657)		地域 (N=131)		福祉 (N=440)		その他 (N=86)	
	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合
1. ある	222	33.79	35	26.72	167	37.95	20	23.26
2. ない	435	66.21	96	73.28	273	62.05	66	76.74

特に、地域包括支援センターにおいては約96%、障害者生活支援センターでは約93%、行政機関（福祉事務所を含む）では約64%が「ある」と回答しており、他の機関・団体よりも回答割合が高くなっています。

【地域包括支援センター、障害者生活支援センター、行政機関】  
(N=93)



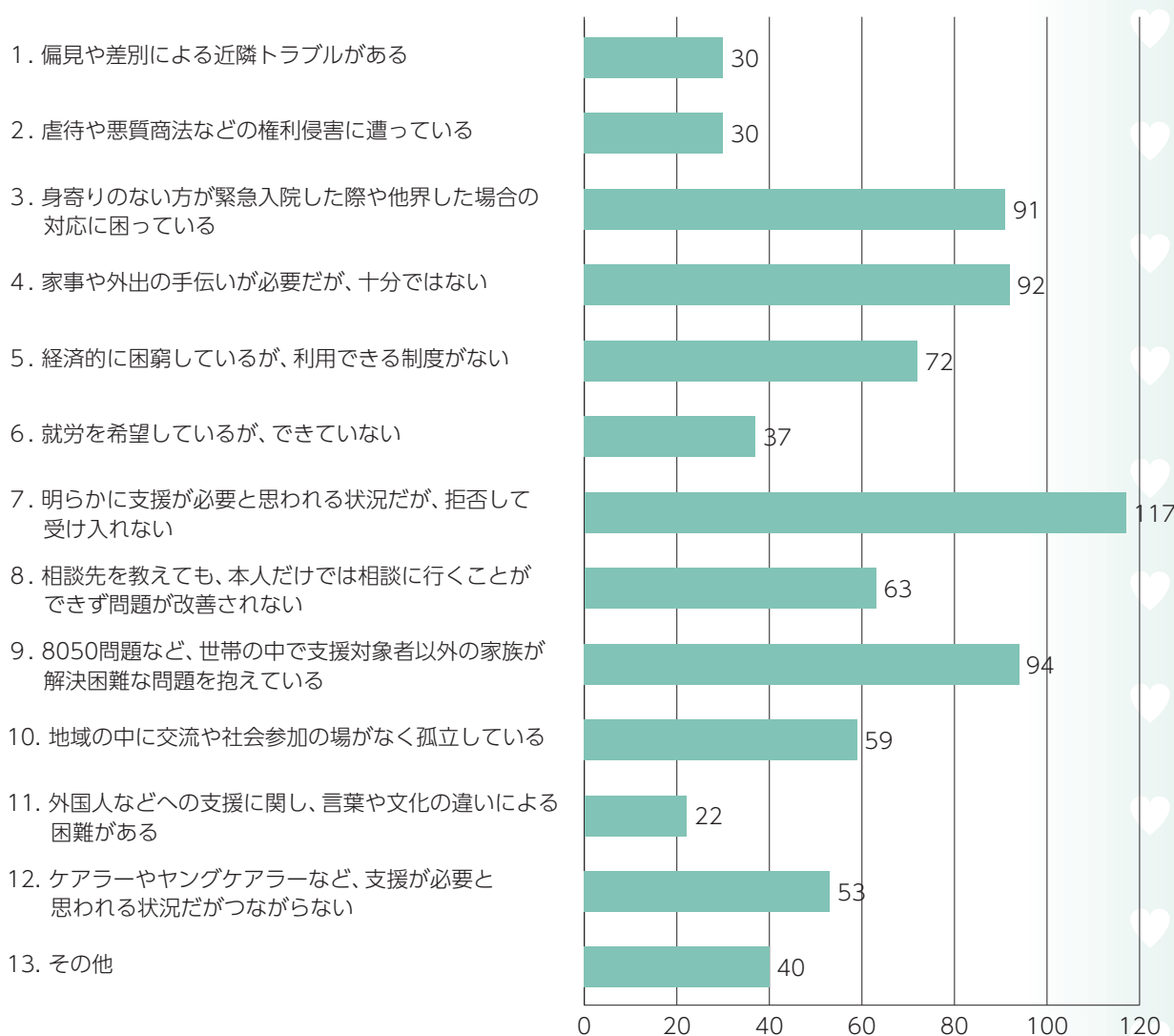


問4. (問3で“1. ある”と回答した方に伺います) 把握している問題の内容として当てはまる番号を選んでください。【〇はあてはまるものすべて】

「明らかに支援が必要と思われる状況だが、拒否して受け入れない」と回答した割合が最も高く、全体で約53%となっています。次いで「8050問題など、世帯の中で支援対象者以外の家族が解決困難な問題を抱えている」が約43%、「家事や外出の手伝いが必要だが、十分ではない」が約42%となっています。

また、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、行政機関(福祉事務所を含む)の回答では、把握している問題の内容として「明らかに支援が必要と思われる状況だが、拒否して受け入れない」を選択した割合が約76%、「8050問題など、世帯の中で支援対象者以外の家族が解決困難な問題を抱えている」を選択した割合が約65%となっており、他の機関と比べて特に高い回答割合となっています。

### 把握している問題の内容

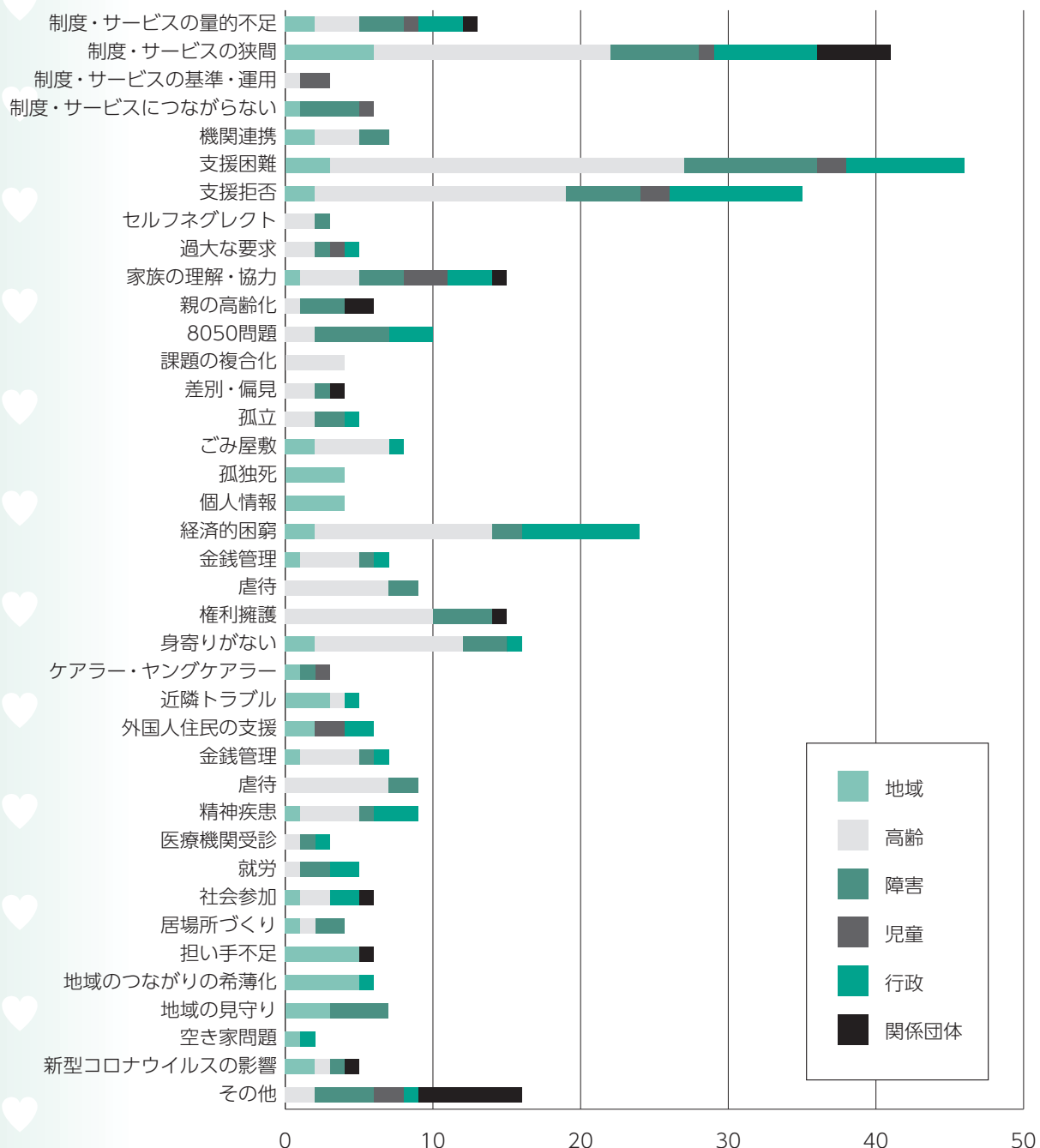


(その他(一部抜粋))

- ・施設・サービスの不足(受入先の不足、施設・サービスの利用後の受入先の不足、金銭管理、日中独居の方へ支援、障害特性に合った社会資源の不足、市内在住者の市外でのサービス利用への支援等)
- ・家族の理解が得られない、家族の対応が困難、利用者と家族の意見が合わない。
- ・健康上の問題や、障害等の特性に合わせた支援や対応。(受診拒否、進学・就職等)
- ・情報共有や情報把握、関係機関との連携が難しい。

問5. (問3で“1. ある”と回答した方に伺います) 特に対応に困っている事例について、具体的な内容をお書きください。

特に対応に困っている事例(自由記述/キーワード別)



【自由記述(一部抜粋)】

- 高齢化により(一人世帯、免許返納者)買い物へ行く手段(交通)がなく困っている。
- 一人住まいの高齢者について安否確認が日常的に不可能であり、有事の際での対応が難しい。
- 生活費がなくなってくると知人などの家に行き、お金を借りたりしている方がいる。生活保護制度のことは話してあるが、本人が相談に行くまでには至っていない。
- 身寄りのない方が賃貸物件内で孤独死した場合の対応。
- アルコール依存症で何度も警察に保護されているにもか

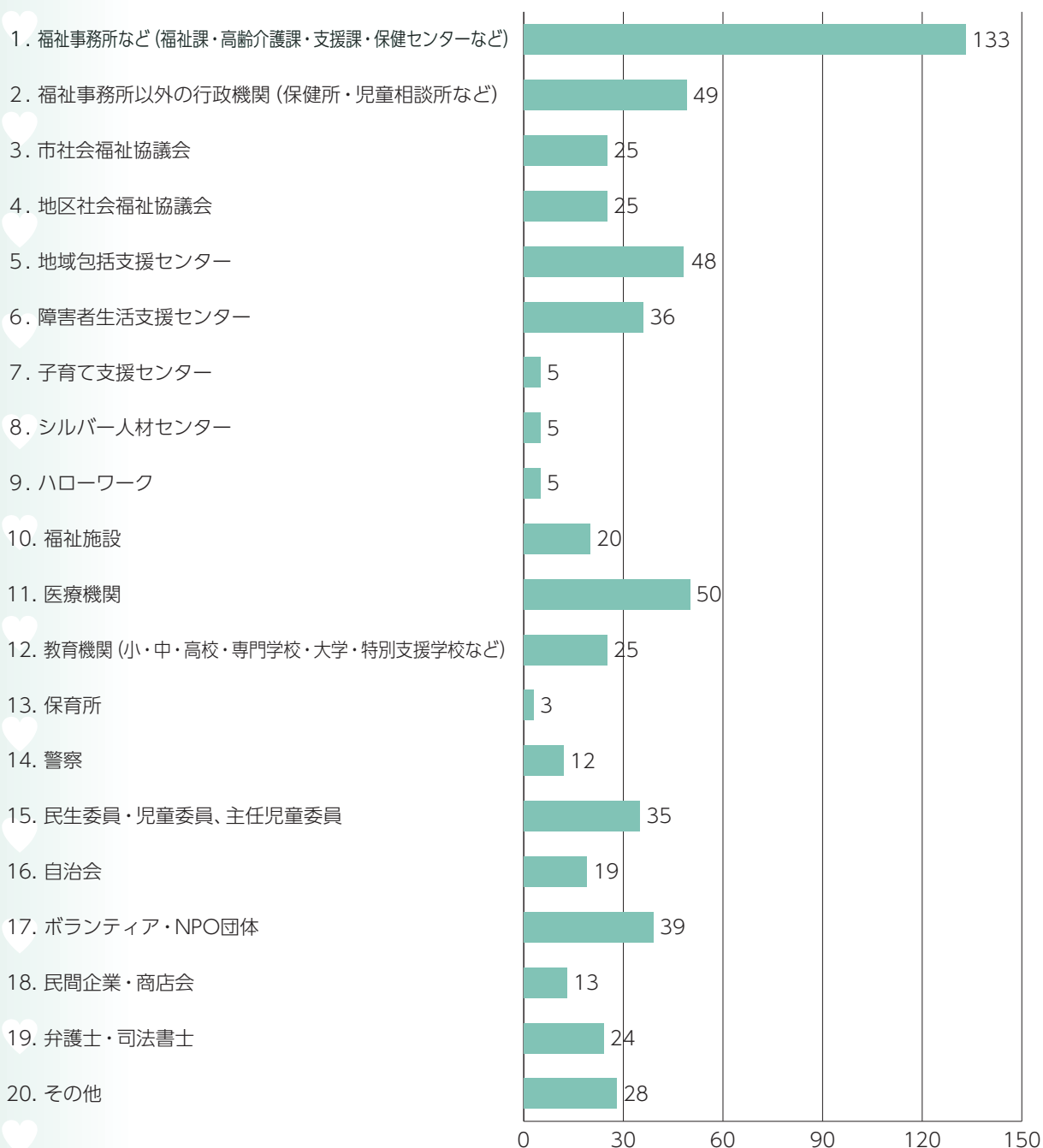
- かわらず、本人も家族も医療機関への受診を拒否しつづけている。
- 孤独死。いつの間にか施設、又は引っ越して知らない間にいなくなり、後で訪問してもなぜ不在なのか分からない。中で死亡していたら、と心配になります。関係機関で移動を把握されたら連絡をいただければありがたいです。
- オートロックマンションの住民とのつながりが難しいです。上手くアプローチできるような支援があったらいいと思います。

- 一人住まいの高齢者が増えてきていて、なかなか警戒心が強く話が聞きにくくなっている。
- 地域行事、イベント、地元の行事等に参加を促すも、頑なに拒否される方が増加している。
- 病院入院時に本人や家族の意向を確認と言われるが、本人は認知症があり確認できず、家族は身寄りがないため対応できない。
- 身寄りがない方が緊急入院した際や他界した場合の対応に困っている。
- デイサービス利用時に利用者様の身体に痣や傷を発見する場面がある。家族からの虐待などではないかと感じることがあり、報告の判断が難しく対応に困ることがあった。
- 金銭管理が困難な身寄りのない独居高齢者。身元保証サービス等を紹介したが頑なに拒否し、域を超えた支援を介護支援専門員が行っている。
- 劣悪な生活環境にいるが、本人は、サービスを拒否しており、家族も支援を拒否されている状態で、支援ができない。包括支援センターや区役所とも連携しているが、区役所は動かない。
- 80代の母親と40～50代息子が同居、息子が母親の介護をしているが、母親への介護サービスの導入を息子が拒否。母親の安否確認ができず、行政や警察に相談しているが、動けない状態が継続しているケースが複数あり、虐待や困難事例の相談対応が急増している。
- 経済的に困窮していて家族などの支援者もいない。サービスが必要だが利用できないケース。
- セルフネグレクトケース、ライフライン全て停止、医療も拒否、強い拒否あり相談にもつれない。
- 認知症などで本人の理解が不十分なため、介護保険サービス等に必要の契約などが締結できず、必要な支援が受けられない。また、後見等の利用も試みるが、医療機関にかかっていない場合も多く、受診につなげること(本人の拒否があり)も困難なパターンがある。
- 家族がいても協力を得られない、連絡がつかない。
- ゴミ屋敷となってしまった家屋の片づけ。
- ひきこもりの家族に支援が届けられず、家族が抱え込んでどうしていいのかという相談がある。福祉サービスがあっても家族がつながりたくても、本人がつながりたくないということで家族のフォローだけをしている事例があります。
- 身寄りがなく一人暮らしをしていた方が入院、その後死去され葬儀などの手配を行った。
- 保護者が亡くなったことで身寄りのないきょうだい(ひきこもり・障害者)のケース。
- 8050問題などに代表されている高齢者と同居している世帯の場合、子に障害があっても、将来に対する具体的な検討を親がイメージしにくく、不安はあっても具体的な対応に結びつかない場合が多い。成年後見制度やあんしんサポート事業などの紹介や案内も行っているが、内容はある程度理解できたとしても、利用するのに金銭が伴うことで躊躇して利用に至らない場合が多い。権利擁護に関係する内容に関わらず、生活面を支える制度(介護保険制度や障害福祉サービス等)はあっても、当事者の立場からは活用することに抵抗がある場合も多く、また、制度ならではの制約も多いため、ニーズに対するマッチングに苦慮する場合が多い。
- 社会的な支援につながらないまま、家族が日々のサポートを一手に担い、孤立した生活を送っている事例。家族の介護負担。
- 学齢期から成人期の障害福祉サービスに移行する過渡期に、不登校や虐待、セルフネグレクト、貧困など、気になる世帯が障害福祉サービスにつながることなく、在宅になってしまう人たちもいる。継続的な見守りや、地域で見守りがあるかどうか、ネットワークのことで困っている。
- 支援者からみると支援の必要性は高いと考えるが、本人が拒否をしている関係で、適切なサービスにつなげることができていない。
- 在宅障害者の見守り等で民生委員ともっと連携を図りたい。
- フォローする制度や受け皿があると思うが、活用しきれていないところがあるので、間を取り持ってくれる方の手助けが必要だと感じています。
- ひとり親で小、中学生を育てていらっしゃる方が、ご自身に病気や障害があり、十分にお子さんを養育できていない事例がたびたびあります。保護者の方は、その状況に、とくに支援の必要性を感じていらっしゃるなくても、明らかにお子さんはネグレクト状態であったり、その結果、お子さん自身の心身の発達に課題が生じてしまうこともあります。
- 地域的に外国人の利用者が年々増えてきており、挨拶程度の日本語はできても話をしようとしても翻訳アプリを使わないと難しい状況があった。
- 児童虐待等の問題を理由に保護者の支援が受けられない児童が、施設から退所先を設定する際、アパート契約にかかる費用を支払えない、大学進学費用が支払えない、その他保護者の同意が必要となる契約(アパート契約、就職、携帯電話等)について同意が得られない等の問題が生じている。
- ひきこもりで全ての機関を拒否、行政不信により全ての機関を拒否。
- 人とのコミュニケーションが苦手であることを自覚しながらも、ワンオペ育児の辛さを感じながら孤立した育児をしている。
- 支援が必要と考えて働きかけても、家族が必要性を理解せず(又は必要性を感じないため)支援につながらない。
- 本人が支援を希望していても家族が拒否する。金銭的な理由か他人への信用か、拒否の理由が掴めず、解決策が見いだせない。
- 認知症が進み、家がいわゆるゴミ屋敷と化しているものの、本人が介護保険サービスの導入等を拒否して受け入れようとしない。
- ひきこもりについての相談。身内や民生委員から相談を受けるが、保健所、ひきこもり相談窓口等の案内にとどまってしまう。困窮している場合は生活保護や住居確保給付金等の案内もするが、本人が動かないと使えない社会資源が多い。
- 障害でも介護でもサービスを受けられず、対応に苦慮している。
- 近隣住民からの苦情を受けているが、本人は困っていると全く感じておらず、支援を拒否し続けている。
- 支援が必要と思われる家庭が行政機関に対して拒否的な場合、家庭訪問等を行ってもなかなか会うことができず、連絡がとれるまで時間を要する。
- 不法滞在となっている外国人が受診した場合の医療費について。(無保険、支払い能力がない場合など)また、長期的に治療の必要性があると判明した場合の対応。

問6. (問3で“1. ある”と回答した方に伺います) 既存の制度やサービスでは対応できない問題を解決するために、どのような組織と連携することが必要だと思いますか。あてはまる番号を選んでください。【〇は3つまで】

全ての分野で「福祉事務所など(福祉課・高齢介護課・支援課・保健センターなど)」と回答した割合が最も高く、全体で約60%となっています。次いで「医療機関」約23%、「福祉事務所以外の行政機関(保健所・児童相談所など)」約22%となっています。

### 既存制度等で対応できない問題の解決のために連携が必要だと思う組織



(その他(一部抜粋))

・家族・親族等    ・不動産会社    ・権利擁護の専門機関

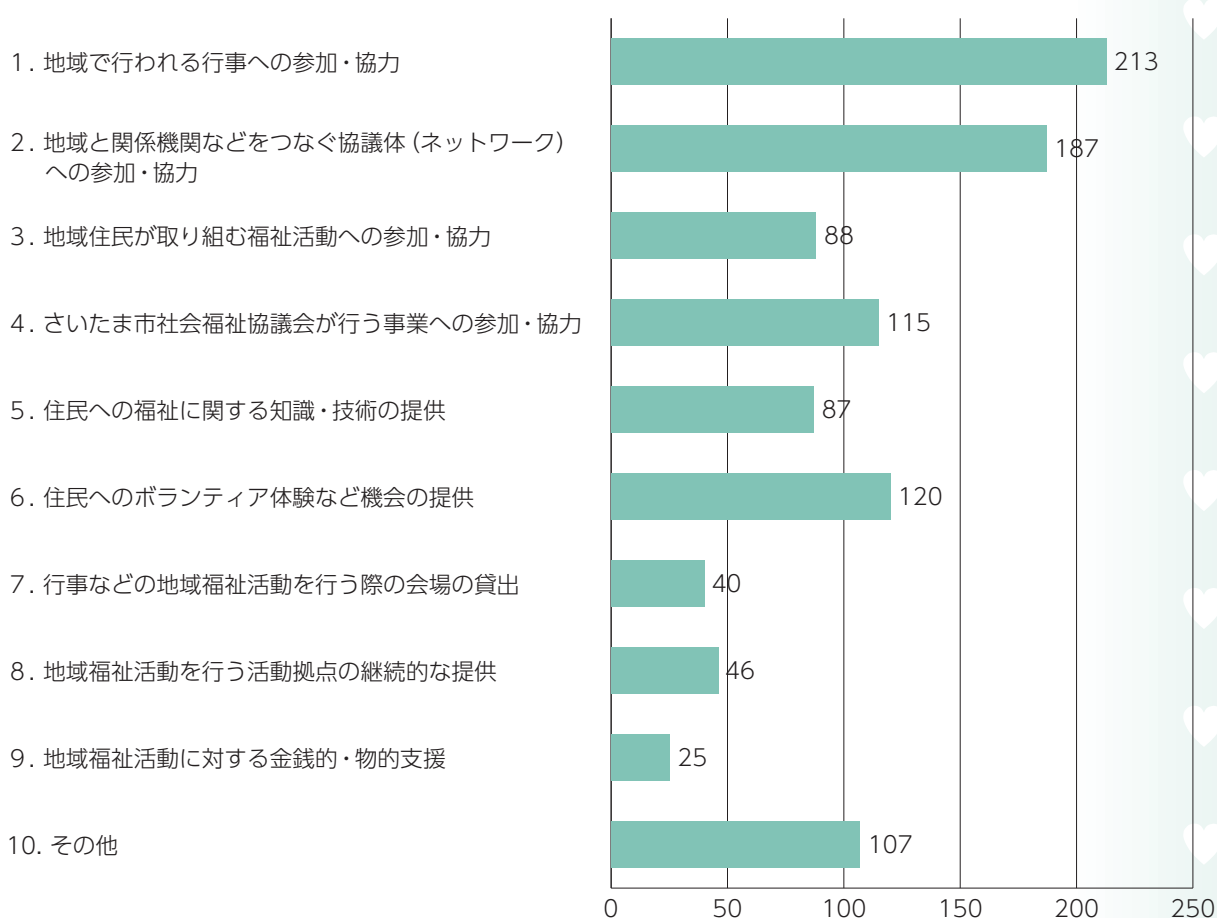
## Ⅳ. 地域との関わりについて

問7. あなたが従事する組織の業務・活動の中で、現在、地域とどのような関わりをもっていますか。  
あてはまる番号を選んでください。【〇は3つまで】

※地区社協、自治会、民生委員児童委員協議会に従事する方としてご回答いただいている場合、  
この項目は回答不要です。

「地域で行われる行事への参加・協力」と回答した割合が最も高く、全体で約40%となっています。次いで「地域と関係機関などをつなぐ協議体（ネットワーク）への参加・協力」が約36%、「住民へのボランティア体験など機会の提供」が約23%となっています。

### 現在の地域との関わり



（その他（一部抜粋））

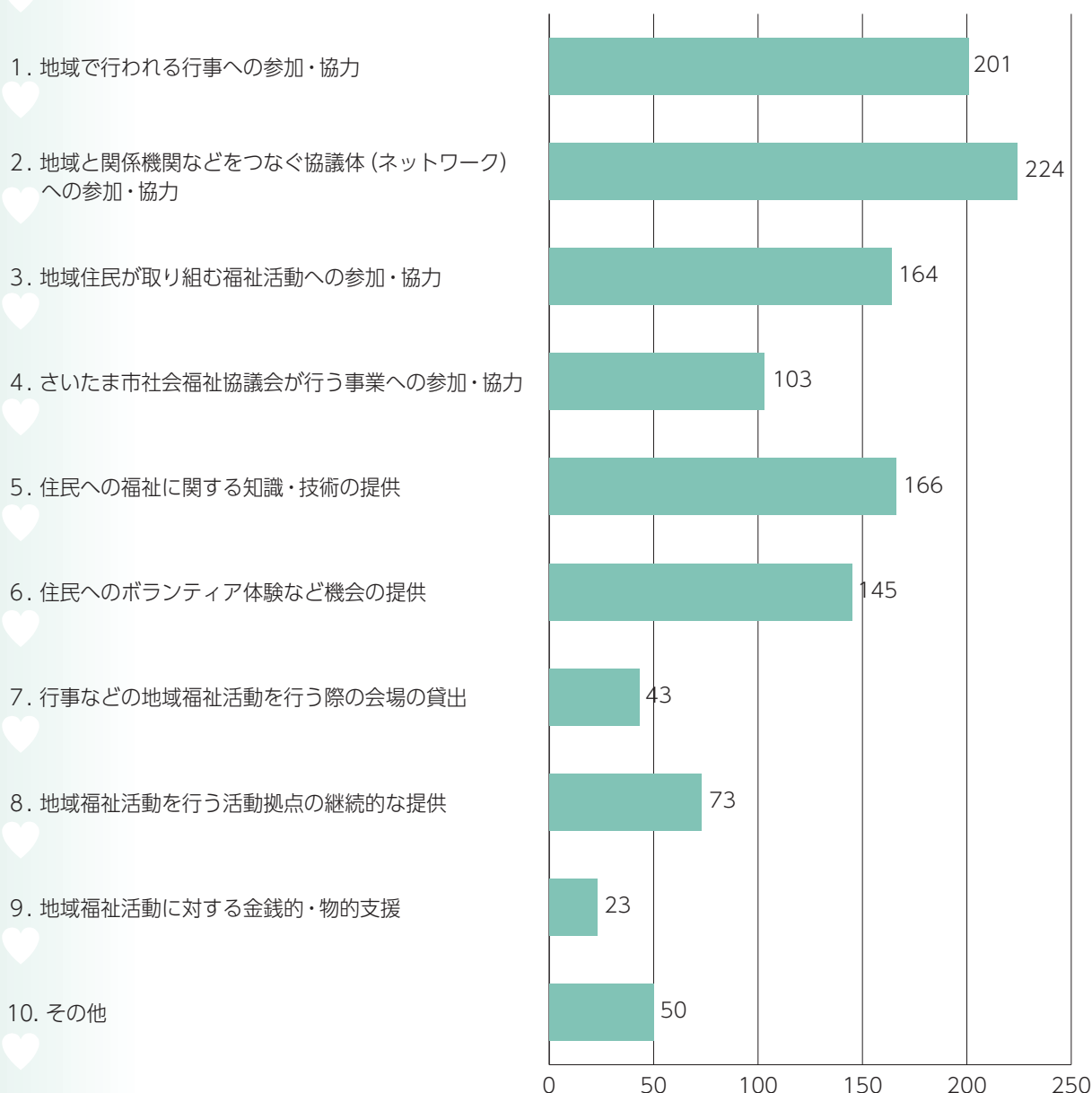
- ・国や県・市のイベントへの参加協力
- ・近隣地域の福祉施設や学校、保育園等との交流
- ・会場の提供
- ・主催イベントに地域の人を招待
- ・福祉避難所の運営
- ・自治会に参加
- ・ボランティア体験等機会の提供
- ・地域清掃
- ・地元の商店の活用

問8. あなたが従事する組織の業務・活動の中で、今後、地域とどのような関わりをもつことが必要だと思いませんか。あてはまる番号を選んでください。【〇は3つまで】

※地区社協、自治会、民生委員児童委員協議会に従事する方としてご回答いただいている場合、この項目は回答不要です。

「地域と関係機関などをつなぐ協議体（ネットワーク）への参加・協力」と回答した割合が最も高く、全体で約43%となっています。次いで「地域で行われる行事への参加・協力」が約38%、「住民への福祉に関する知識・技術の提供」が約32%となっています。

### 今後の地域との関わりで必要だと思うこと



(その他(一部抜粋))

- ・地域のネットワークづくり、連携の強化
- ・自分たちの活動を通じて、地域へ福祉の理解を広める。
- ・継続的な事業の実施
- ・年齢問わず、共通したテーマ(災害等)で住民参加の企画や啓発

## V. 地区社会福祉協議会\*について

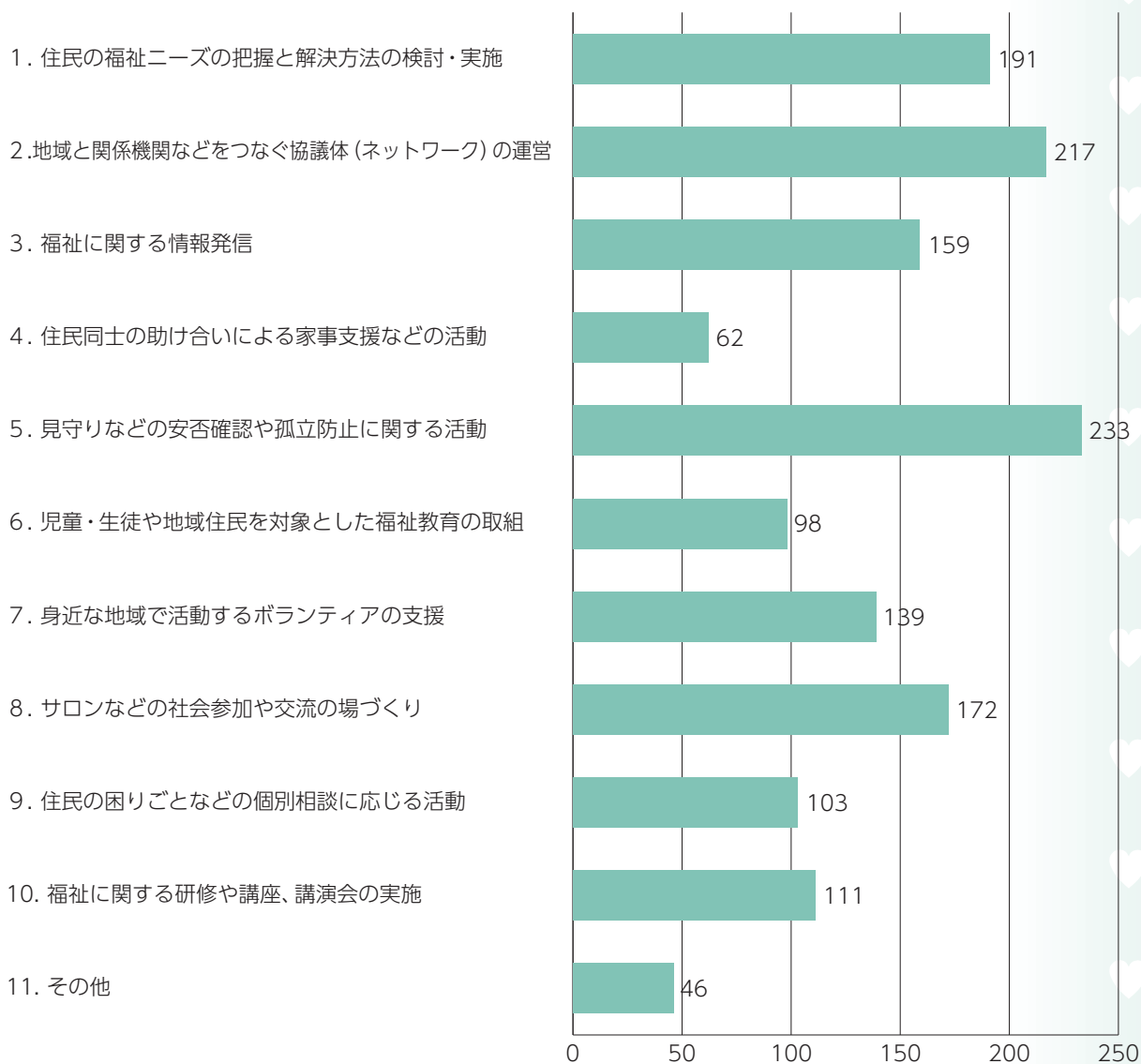
問9. あなたは、地区社会福祉協議会に、特にどのようなことを期待しますか。あてはまる番号を選んでください。【〇は3つまで】

※地区社協に従事する方としてご回答いただいている場合、この項目は回答不要です。

「見守りなどの安否確認や孤立防止に関する活動」と回答した割合が最も高く、全体で約38%となっています。次いで「地域と関係機関などをつなぐ協議体(ネットワーク)の運営」が約36%、「住民の福祉ニーズの把握と解決方法の検討・実施」が約31%となっています。

また、「住民同士の助け合いによる家事支援などの活動」「住民の困りごとなどの個別相談に応じる活動」「児童・生徒や地域住民を対象とした福祉教育の取組」の回答割合が低い結果となっています。

### 地区社会福祉協議会に期待すること



(その他(一部抜粋))

- ・高齢者のサロン、グループのリーダー同士の交流ができる連絡会の開催
- ・非常災害(防災・水害)対策について
- ・ボランティアの活動拠点場所の確保

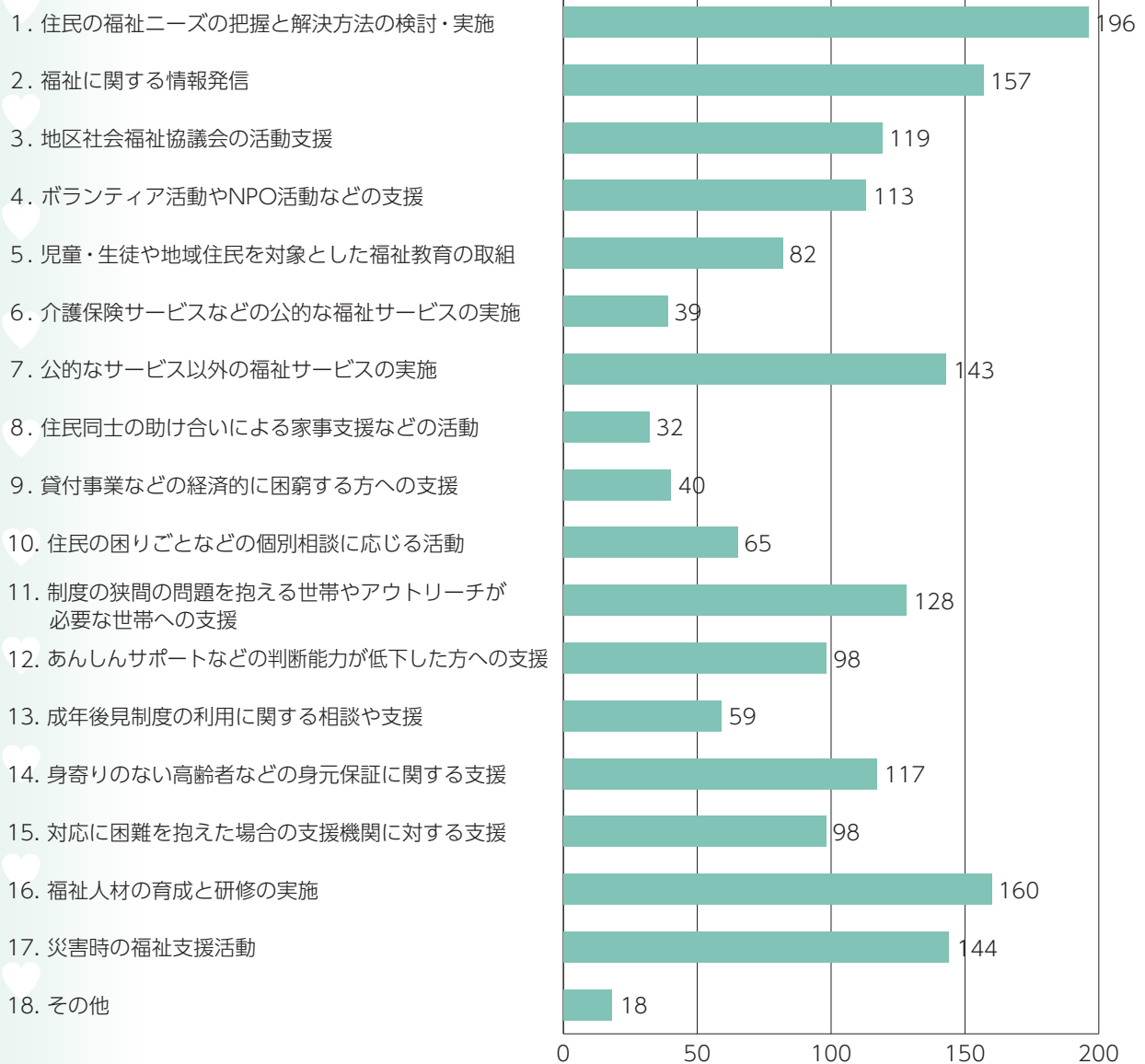
## Ⅵ. さいたま市社会福祉協議会について

問10. あなたは、さいたま市社会福祉協議会に、特にどのようなことを期待しますか。あてはまる番号を選んでください。【○は3つまで】

「住民の福祉ニーズの把握と解決方法の検討・実施」と回答した割合が最も高く、全体で約30%となっています。次いで「福祉人材の育成と研修の実施」と「福祉に関する情報発信」がそれぞれ約24%となっています。

分野別の集計では、地域関係団体の回答で、「地区社会福祉協議会の活動支援」と回答した割合が、約48%となっており、全体の割合と比べて30ポイント高い結果となりました。

### さいたま市社会福祉協議会に期待すること



(その他(一部抜粋))

- ・感染症対策に関する相談・支援
- ・災害を想定した平時の福祉支援活動
- ・育児世帯、児童福祉への取組



### 3 用語解説

あ 行	アウトリーチ	手を差し伸べること、より遠くに達することを意味し、社会福祉の分野では、地域社会に向いて、ケアやサービスを行ったり、公共機関が現場出張サービスをすることに用いられたりしている。専門職が相談窓口で相談がつながるのを待つのではなく、ニーズがありそうな場所に積極的に向いていき、支援を必要とする人の生活視点に共に立ち、ニーズキャッチを行い、相談支援を展開していくことを指す。
	NPO	[Non-Profit Organization] (ノン・プロフィット・オーガニゼーション) の略称で、さまざまな社会貢献活動を行う営利を目的としない民間組織の総称のこと。
か 行	介護予防・日常生活支援総合事業	市町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、平成23(2011)年の介護保険法改正により創設された事業。平成29(2017)年4月より完全実施となった現在の事業は、市町村の判断により、地域の実情に応じて要支援者および基本チェックリストで把握される介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防・生活支援サービス等を総合的かつ一体的に提供することを目的としている。事業内容は、必須事業である「介護予防・生活支援サービス事業」および「一般介護予防事業」、そして任意事業の3つで構成されている。
	核家族化	夫婦と未婚の子で構成される家族、夫婦のみの家族、片親と子どもの家族を家族の最小単位である「核家族」とし、核家族のみで世帯を構成する核家族世帯の増加傾向を核家族化という。
	協働	立場の異なる人や団体が、その特性を活かしながら役割を分担し、共通の目標に向かって協力して具体的な活動を展開すること。
	ケアラー・ヤングケアラー	高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人をケアラーという。アルコール・薬物依存、ひきこもりの家族の世話をしている人、日本語が話せない家族や障害を抱える家族のために通訳をしている人等もケアラーに含まれる。また、ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーという。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
	公益的な取組	社会福祉法人がその専門性を活かし、地域の関係機関等との連携を図りながら地域の課題解決に取り組むこと。平成28(2016)年に改正された社会福祉法において、全ての社会福祉法人が実施に努めなければならないものとして定められている。

か 行	高齢者生活支援 コーディネーター	平成27（2015）年度からの介護保険制度の見直しを契機に、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として配置が位置づけられた職種。高齢者のニーズと、ボランティアや地域住民などの互助的な地域資源とをマッチングさせることにより、生活支援を充実させる役割を担い、具体的には、不足しているサービスの開発やサービス提供のための体制づくりなどを行う。
	国勢調査	日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政で広く利用されることはもとより、民間企業や研究機関などでも経営や研究などの基礎データとして幅広い用途に利用されており、将来人口推計や国民経済計算などの他の統計を作成するための最も基本となるデータとして用いられる。
	コミュニティ ソーシャルワーク	イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整するなどし、また、それらの機能をつなぎ合わせ、総合的に問題解決を図る援助方法を指す。コミュニティソーシャルワーカーはこのコミュニティソーシャルワークを実践する人、又は専門職を指す。
さ 行	災害時連携協定	災害発生時における災害ボランティアセンターの運営や被災地における支援活動等を円滑に進めるための人的・物的支援等について、予め民間事業者や関係機関等と締結する協定。
	災害ボランティアセンター	災害発生時に被災地に設置される、災害支援ボランティア活動を円滑に推進するための組織。主に自治体や社会福祉協議会、ボランティア団体等が連携・協力し設置される。
	社会的孤立	家族や知人、職場や地域社会との関係が希薄で、他者とのつながりがほとんどないため、生活上の問題が生じたときに支援につながりづらい状態。
	社会的排除	家族や地域社会、雇用などうまくつなげずに、複数の不利益が重なることで、社会の周縁に追い込まれてしまうという問題。家族の規模の縮小や、職住分離の進行、グローバル化による雇用環境の大きな変化などを背景に社会的排除の深刻化が指摘されている。

さ 行	<b>社会福祉協議会</b>	住民と公私の社会福祉関係者、団体・機関等によって構成される民間非営利組織(社会福祉法人)であり、地域福祉の実現を具体的・計画的に推進する中心的担い手として、社会福祉法に位置づけられている。民間組織としての自主性と広く住民と関係者に支えられた公共性という二つの特徴を併せ持ち、住民主体の原則に基づき、地域が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題として捉え、皆で考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図ることを通して、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指すことを目的としている。特定の福祉課題の解決だけを目的とせず、既存の福祉の枠組みでは対応できない課題、複合的課題、潜在化している課題に取り組んでいくことが他の組織にはない特徴である。
	<b>社会福祉法</b>	社会福祉関係事業(社会福祉を目的とする事業)の全分野共通の基本事項について定めた法律。
	<b>社会福祉法人</b>	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される法人。社会福祉事業の公益性と純粋性を確立するために定められ、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体のほかは社会福祉法人のみがこれを実施できる。
	<b>若年性認知症</b>	若くても脳血管障害やアルツハイマー型認知症のために認知症を発症することがあり、65歳未満で発症した認知症を若年性認知症という。若年性認知症という独立した病気があるわけではなく、発症年齢で区分した概念であり、若年性認知症者の総数は、全国で3.57万人と推計されている。本人や配偶者が現役世代であることから、職を失ったり、介護負担が増大することで精神的にも経済的にも大きな負担を強いられることや、親の病気が子どもに与える心理的影響も大きいことが指摘されている。
	<b>重層的支援体制整備事業</b>	令和3(2021)年に施行された社会福祉法改正により位置づけられた、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備を具体化する事業。高齢・障害・児童・困窮といった分野ごとの相談を一体化し、それらの財源についても一体的に執行できるようにするもの。
	<b>住民参加型 在宅福祉サービス</b>	住民が、社会福祉協議会やNPO、生協、その他住民組織などをとおして、相互扶助の精神を基盤に自発的に有償・有料で提供する介護・家事援助等のサービス。(もとは「有償ボランティア」と称せられたが、ボランティアの概念には無償性が内包されていることから、この定義には論理的矛盾があるとの議論を経て新たに考案された概念。)
	<b>障害者生活支援センター</b>	障害者及びその家族、支援機関を対象に相談支援を行い、地域での自立と社会参加を促進するために、各種情報の提供や一人ひとりに応じたサービスの利用援助、関係機関との連絡調整などを行う機関。
	<b>少子高齢化</b>	人口に占める高齢人口の比率(高齢化率)が高く、年少人口の比率が低くなる傾向。少子高齢化が進むことにより、社会負担の増大や労働力の減少などが懸念されている。
	<b>自立支援医療</b>	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療のこと。

さ 行	生活支援体制整備事業	介護保険法に位置づけられる地域支援事業の一つであり、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、様々な関係団体等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者が安心して暮らし続けられる地域を作っていく事業をいう。
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない方の権利を擁護するため、家庭裁判所から選任された成年後見人などが、本人に代わって、財産の管理や生活上必要な契約などの手続きを行い、本人が安心して暮らせるように支える制度。
	成年後見制度 利用促進基本計画	成年後見制度の利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に国が定めた計画。この基本計画に基づき、都道府県、市町村においても成年後見制度利用促進計画の策定が進められており、成年後見制度の利用に関してメリットを実感できる制度運用、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、不正防止の徹底等の施策に関して検討する旨が定められている。
	ソーシャルサポート ネットワーク	生活者個人を中心とした、保健・福祉・医療などの資源、技術、知識を共有している人々や団体、組織の網状且つ重層的なつながりのこと。家族や友人、地域住民、ボランティアが中心となる非公的支援と行政機関や社会福祉施設・団体、様々な専門職による公的支援など、様々な援助・支援が地域の中で有機的に結びついて形づくられ、個人や個人の生活する地域の抱える日常生活上の諸問題への対処・解決を図る機能が期待されている。
	SNS (ソーシャルネットワーキング サービス)	個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークづくりを支援するインターネットを利用したサービスのこと。近年は、若い世代に対しての広報などにこのサービスが使われている。
た 行	ダブルケア	子育てだけでなく、親の介護も同時に行わなければならないという状態。心身や経済面で重い負担を強いられる場合があることが問題として指摘されている。
	地域生活課題	平成29(2017)年の社会福祉法改正において、地域福祉推進にあたり位置づけられた考え方であり、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防保健医療にとどまらず、住まいや就労、教育に関する課題、地域社会からの孤立、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの様々な課題を指す。地域福祉の推進にあたり、従前の福祉の支援の仕組みでは解決が困難であった課題についても対象としてより広く捉え、支援する必要があるとされている。
	地域福祉活動計画	社会福祉協議会が呼びかけ、地域住民や関係者の参加と協力のもと策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。

た 行	<b>地域福祉計画</b>	市町村を基盤とする地域住民の生活課題に対する総合的な社会福祉計画をいう。社会福祉法においては、高齢者、障害者、児童の各分野の共通的な事項を定める上位計画(基盤計画)として位置づけられており、包括的な支援体制をどのように構築し、推進していくかについても一体的に定める計画とされている。
	<b>地域福祉行動計画</b>	さいたま市内の地区社会福祉協議会の圏域ごとに策定される地域福祉活動推進に関する計画。住民が中心となって地区の課題を明らかにするとともに、それらの課題解決のための取組や地域福祉活動の展開の指針を示すもの。
	<b>地域福祉コーディネーター</b>	さいたま市においては、住民ニーズの把握やそれに基づく地域福祉活動の企画・立案、関係施設・団体・機関との連絡調整の役割を担う目的で設置されるさいたま市社会福祉協議会の非常勤職員。各地区社会福祉協議会事務所に配置され、地区ごとに策定される地域福祉行動計画に基づく地区社会福祉協議会の活動支援を行っている。
	<b>地域包括ケア</b>	医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援を意味する。高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域包括ケアの提供体制を構築することが重要となっている。
	<b>地域包括支援センター</b>	高齢の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護や医療、健康づくりなど、さまざまな面から支援を行う高齢者の総合相談窓口。介護予防サービスの照会や関係機関との調整、虐待防止などの権利擁護活動を行う。さいたま市においては、平成25(2013)年4月から愛称を「シニアサポートセンター」としている。
	<b>地区社会福祉協議会</b>	一般的には、市町村よりも小さい区域に組織された社会福祉協議会を指す。さいたま市においては、地区社協と呼ばれているが、市町村によって呼称は様々で、小地域社協、校区社協と呼ばれているところもある。地区社協は、住民にとって最も身近な社協として、住民が主体となり組織されている任意団体で、住民が主役となった福祉コミュニティづくりの推進役といえる。自治会・町内会や民生委員児童委員協議会を中心に老人クラブ、子ども会、学校・PTA、婦人会などの地域の諸団体や、社会福祉施設などの様々な組織、団体で構成されており、その圏域はさいたま市の地域福祉活動の基礎単位として設定されている。
	<b>地区地域福祉推進委員会</b>	地域福祉行動計画の策定と進行管理の実施を中心とした会議の場を指す。地区社会福祉協議会を中心として、地域の住民関係団体や専門機関等によって構成され、行動計画の策定と進行管理の過程を通じ、地域課題の把握と共有、解決のための仕組みづくりの協議、実践、評価などを行うことにより、住民主体の地域福祉活動を推進していく機能を持つ。

た 行	チーム支援	単独の専門職で対処するのではなく、他の専門職と協力し、対象者の課題に対応していく支援方法。チームは福祉関係者だけでなく、医療、保健、あるいは法律、教育など、課題ごとに十分に対応しうるメンバーによって構成される必要があり、それぞれが役割をもって機能することが期待される。
	超高齢社会	高齢社会が進行し、65歳以上の高齢者の割合が「人口の21%」を超えた社会のこと。人口の21%とは、高齢化社会の基準である高齢者割合7%を3倍にした数字であり、日本では、平成22(2010)年には高齢化率23%を超え、超高齢社会を迎えた。なお、65歳以上の高齢者の割合が「人口の7%」を超えた社会は「高齢化社会」、65歳以上の高齢者の割合が「人口の14%」を超えた社会は「高齢社会」と呼ばれている。
	DX (デジタルトランスフォー メーション)	デジタル技術の発展やそれを活用したシステムやサービスにより人々の生活を豊かなものにしていく取組。
	当事者団体	共通の障害・疾病、課題をもつ本人やその家族が集まって、共通する状況から生じた問題を共有し、その解決を図るために学習や交流の機会をもつなど、自発的、主体的に展開される活動を行う団体。
な 行	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方が福祉サービスを適切に利用できるような助け、これに伴う日常的な金銭管理等を併せて行う仕組みとして創設された事業。実施主体は都道府県・政令指定都市社会福祉協議会。
は 行	8050問題	80歳代の親と50歳代の子どもだけの世帯で、親だけでなく子どもにも支援が必要な世帯が抱える課題。より具体的には、親が要介護認定を受けている状態である一方で、子どもがひきこもっているケースなどが挙げられる。
	伴走型支援	深刻化する社会的孤立に対応するために「つながり続けること」を目的とした支援のこと。必ずしも問題解決を前提とせず、孤立状態にある個人との「つながり」という「状態」を重視する支援のあり方。
	ひきこもり	様々な要因の結果として、就学や就労、家庭外での対人交流などの社会参加を回避し、他者と交わらない形での外出はしていても、原則的には、6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態をいう。
	福祉教育	社会福祉への理解を深めるとともに地域福祉の主体形成を図ることを目的に行われる教育の総称。福祉教育には、子どもの豊かな成長をめざした学校教育等で行われる福祉教育、住民を対象に社会福祉の啓発や地域福祉推進の主体形成を目的として行われる社会教育・生涯学習、社会福祉従事者への専門教育などの領域がある。

は 行	<b>福祉職員キャリアパス 対応生涯研修過程</b>	全国社会福祉協議会が開発した、福祉の全分野に共通して求められる能力を開発するための、福祉職員を対象とした生涯研修のカリキュラム。全国共通のプログラムとテキストを用いて、福祉・介護職員の階層ごとに福祉全体に共通する専門性と、チームケアの一員をなすための組織性を学び、また、自身のこれまでのキャリアを振り返りながら、今後のキャリアを主体的に描き、実践するための方法を提供しており、平成25(2013)年より、都道府県・指定都市域で都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関において段階的に本研修課程が実施されている。
	<b>包括的支援体制</b>	平成30(2018)年の改正社会福祉法で新設された、第106条の3に規定される体制のこと。具体的には①住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境整備②住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備③多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築の3つで構成されており、市町村が、その体制整備に努めるものと規定されている。
	<b>ボランティア</b>	地域にある様々な福祉、平和、環境などの諸問題を自分と関わりのある課題として捉え、その解決に向けて自発的な意思に基づいて行う活動、又はそれに参加する人。
ま 行	<b>見守り活動</b>	身近な地域において、何らかの支援を要する人々に対して、定期的にボランティアが訪問するなどして、日々の生活の様子を見守る活動。
	<b>身元保証</b>	民法等の法律に規定される保証や身元引受の定義とは別に、近年の社会福祉分野では、一般的に、福祉施設への入所や医療機関への入院等の際に求められる、利用料等を滞納した場合の支払い、緊急時の連絡、医療同意、死亡時の遺体の引取りや所持品の引渡しなどの役割・機能の総称を指す。これらの役割を果たす保証人等を確保することが入所や入院の条件とされる場合があり、そのニーズが増えており、とりわけ判断能力があるにも関わらず、身寄りがなく、また資力がない人が利用できる制度やサービスは限られていることから、こうした制度やサービスの狭間となっている人を対象とした「保証機能」が求められている。
	<b>民生委員・児童委員</b>	民生委員法に基づいて配置され、厚生労働大臣から委嘱を受けボランティアとして活動する民間協力者で、自らも地域住民の一員として、地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助(福祉サービスの照会や障害者・高齢者世帯等の見守り等)を行う人のこと。すべての民生委員は児童委員を兼ねており、子どもたちの見守りや子育て家庭の支援等も行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

## 4 第3次さいたま市地域福祉活動計画策定委員名簿

任期：令和3年10月19日～令和5年1月23日

役職	氏名	所属・職名	区分	
委員	岡田 方之	さいたま市南区南部地区社会福祉協議会会長	地域関係団体 (地区社協)	
委員	加藤シゲヨ	さいたま市障害者協議会理事 さいたま市社会福祉審議会委員	保健福祉関係者 (当事者団体)	
委員	鈴木真由美	さいたま市民生委員児童委員協議会主任 児童委員連絡会部会長 さいたま市社会福祉審議会委員	地域関係団体 (民児協)	
委員	竹嶋 紘	公益社団法人埼玉県社会福祉士会副会長	保健福祉関係者 (専門職団体)	
委員	田中 孝之	さいたま市自治会連合会副会長 さいたま市社会福祉審議会委員	地域関係団体 (自治連)	
委員	永島 淳	さいたま市保健福祉局理事兼福祉部長	行政	
委員	遠山 昭人	さいたま市保健福祉局長寿応援部長	行政	令和4年 4月就任
委員	中田 幸枝	NPO法人ケア・ハンズコーディネーター	保健福祉関係者 (ボランティア・ 市民活動団体)	
委員長	根本 淑枝	さいたま市民生委員児童委員協議会会長 さいたま市社会福祉審議会委員	地域関係団体 (民児協)	
副委員長	菱沼 幹男	日本社会事業大学 社会福祉学部福祉計画学科准教授	学識経験者	
委員	邨山由紀子	社会福祉法人欣彰会 高齢者総合サービスセンター敬寿園七里 ホーム施設長	保健福祉関係者 (社会福祉施設)	
委員	山崎 秀雄	さいたま市社会福祉協議会副会長 さいたま市社会福祉審議会委員	本会役員	
委員	西澤 正夫	さいたま市保健福祉局長寿応援部長	行政	令和4年 3月退任

(50音順 ※任期中の退任者を除く・敬称略)



第 3 次  
さいたま市  
地域福祉  
活動計画

社会福祉法人  
さいたま市社会福祉協議会  
令和 5 年 3 月

さいたま市浦和区常盤9-30-22  
TEL : 048-835-3111  
FAX : 048-835-1222